

平成 29 年 7 月 20 日  
J P E C 自動車・新燃料部

一般財団法人石油エネルギー技術センター  
「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017)」及び  
「圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD 0001 (2017)」の承認について

一般財団法人石油エネルギー技術センター「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017)」及び「圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD 0001 (2017)」について、水素インフラ規格基準委員会（平成 28 年 6 月 8 日開催）において審議した結果、後述の指摘事項等を頂きました。

それらの指摘事項等を踏まえて、最終事務局案を作成しました。つきましては、書面投票にてご審議いただきたくお諮りいたしますので、改正案について「賛成」、「コメント付賛成」または「反対」の投票をお願いいたします。

「コメント付賛成」又は「反対」の場合は、コメント又は反対理由を付して頂きます様お願いいたします。

記

1. 「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017)」指摘事項および修正案

<指摘事項>

- ① 6. 圧縮水素スタンドの高圧ガス設備に使用する材料 において  
2. 都道府県に許可申請又は届出をする場合 の項目で、都道府県に事前確認して、もう一度確認するように読めます。
- ② 17. 改質装置の安全対策 において  
柱書の改質装置の限定(ただし原燃料をナフサ等消防法に規定される危険物とするものに限る)が追加されたことにより、消防法で危険物として規定されていない都市ガスが適用外と読めます。追記された意図は何でしょうか？

<修正案>

- ① ご指摘のとおり確認が二度あるように見えますので、以下の「適合していることの確認を受けること。」を「適合していると認められること。」に変更します。
- ② そもそも本基準は改質装置の暖気運転を無人で行うための安全対策として策定されたもので、全般的な改質装置の満たすべき安全基準との誤解を招く可能性がございますので、柱書を以下のように書き変えます。  
「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」（消防令第 140 号/平成 24 年 5 月 23 日）において規定する安全対策を以下のとおりとする。

## 2. 資料

「圧縮水素スタンド安全技術基準 JPEC-S 0007 (2017)」 rev.1 案 及び

「圧縮水素スタンド安全技術指針 JPEC-TD 0001 (2017)」案

(いずれも電子メールにて添付資料にて送付済)

以上